

相馬市工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中小建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護を目的として、工事請負契約に基づく工事請負代金債権を、相馬市工事請負契約約款(平成9年相馬市訓令第2号。以下「約款」という。)第5条第1項ただし書の規定により、中小建設業者を対象とした資金の貸付事業を行う中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する事業協同組合(事業共同組合連合会を含む。以下「組合」という。)に対し、担保として譲渡すること(以下「債権譲渡」という。)を承諾する場合の取扱について定めるものとする。

(対象工事)

第2条 債権譲渡を承諾する場合の対象工事は、請負代金の額が500万円以上で、かつ、約款第34条の規定による前金払(以下「前金払」という。)が行われたものとする。ただし、次に掲げる工事は、対象工事から除くものとする。

- 一 約款第37条に規定する部分払いが行われた工事(ただし、次号アに該当する場合については、最終会計年度の工事に係る部分払いが行われたものに限る。)
- 二 次の工事を除く債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度にわたる工事
 - ア 債務負担行為の最終会計年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
- 三 その他請負者の施工する能力に疑義が生じるなど債権譲渡の承諾に不適当な事由があると認められる工事

(譲渡対象となる債権の範囲)

第3条 譲渡対象となる債権の範囲は、工事が完成した場合において、約款第31条第2項の検査に合格し、引き渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既受領額及び工事請負契約(以下この条において「契約」という。)により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、契約が解除された場合においては、約款第46条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既受領額及び契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 契約の変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書(様式第1号)、債権譲渡契約証書(様式第2号)及び債権譲渡通知書(様式第3号)の請負代金額及び債権譲渡額は変更後のものとする。なお、組合と請負者の間の債権譲渡

契約において、請負代金額に増減が生じた場合には、遅滞なく請負者が組合に変更後の契約書の写しを提出して通知することとする。

(債権譲渡承諾の手続き)

第 4 条 請負者が組合に債権譲渡をしようとするときは、組合と連署にて市長に次の書類により申請しなければならない。

- 一 債権譲渡承諾依頼書 3 通
- 二 債権譲渡契約証書(案) 1 通
- 三 工事履行報告書(様式第 4 号) 1 通
- 四 発行日から 3 月以内の請負者及び組合の印鑑証明書 各 1 通
- 五 保証人の承諾書(債権譲渡につき、保証人の承諾が必要とされる場合のみ)

2 前項の申請をすることができる時期は、当該工事の出来高(第 2 条第 2 号アについては、最終会計年度の工事に係る出来高)が前金払(第 2 条第 2 号アについては、最終会計年度の工事に係る前金払)が行われた金額以上に到達したと認められる日以降で、約款第 3 2 条第 1 項に基づく請負代金の請求が行われていない時期とする。

3 第 1 項の規定による申請を行うときは、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- 一 債権譲渡の目的が、組合から融資を受けるためのものであり、債権の譲渡先が組合であること。
- 二 当該債権が、第三者による差押等を受けていないとともに、質権等の権利が設定されていないこと。
- 三 当該債権が既に譲渡されていないこと。

4 市長は、債権譲渡承諾依頼書の提出があったときは、第 2 条及び前 2 項の要件を確認のうえ、確定日付を付した債権譲渡承諾書(様式第 1 号)により承諾するものとする。

5 市長は、前項の規定による承諾を行ったときは、対象工事を所掌する課に備え付ける債権譲渡整理簿(様式第 5 号)により債権譲渡の申請及び承諾の状況を管理するものとする。

(下請人保護)

第 5 条 請負者は、組合から融資を受ける際に、当該工事に関する融資申請時までの下請負人等への代金の支払状況及び当該借入金の下請負人等への支払計画について、支払状況・支払計画書(様式第 6 号)を組合に提出しなければならない。

2 債権譲渡契約証書は、下請負人等の債権の保護を図る内容を含むものとする。なお、請負者の倒産時等の下請保護に関しては、請負者及び組合が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないものとする。

(債権譲渡の通知)

- 第 6 条 請負者及び組合は、第 4 条第 4 項の規定による承諾を受け債権譲渡契約書を締結した場合は、速やかに連署にて、市長に、債権譲渡通知書に債権譲渡契約証書の写しを添えて提出しなければならない。
- 2 前項のほか、工事請負契約に変更が生じた場合は、請負者は、遅滞なく組合に変更後の契約書の写しを提出しなければならない。

(被担保債権)

- 第 7 条 債権譲渡は、将来請負者と組合の間で締結する金銭消費貸借契約（工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うものをいう。）に基づいて組合が請負者に対して取得する債権（次項において「組合の貸付債権」という。）を担保するものであって、組合が請負者に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。
- 2 請負者が、市との工事請負契約を完全に履行し、組合が譲渡された債権の全額を市から受領した場合は、組合は、組合の貸付債権への弁済に充当した残額を直ちに請負者に返還しなければならない。

(債権譲渡額の請求)

- 第 8 条 債権譲渡を受けた組合は、確定した債権譲渡額の請求に当たっては、次の書類を市に提出しなければならない。
- 一 工事請負代金請求書（様式第 7 号）1 通
 - 二 債権譲渡承諾書の写し（組合の原本証明を付したもの）1 通
 - 三 債権譲渡契約証書の写し（組合の原本証明を付したもの）1 通
- 2 債権譲渡が行われた場合には、それ以降は請負者及び譲渡を受けた組合は部分払を請求することはできないものとする。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 1 0 月 1 日から施行する。